

静岡市民生委員推薦会委員名簿

(任期：令和6年5月1日～令和9年4月30日)

(敬称略) 令和6年5月1日現在

選出分野 (静岡市民生委員推薦会の委員の定数等に関する規則第2条第2項各号)	推薦団体	氏 名	摘 要
市議会議員 (第2項第1号)	市議会	すぎもと まもる 杉本 護	静岡市議会厚生委員会委員長
		すずき なおと 鈴木 直人	静岡市議会厚生委員会副委員長
民生委員 (第2項第2号)	静岡市民生委員児童委員協議会	いちかわ しげる 市川 茂	静岡市民生委員児童委員協議会副会長
		くろさわ ゆきお 黒澤 幸夫	静岡市民生委員児童委員協議会副会長
社会福祉 事業関係者 (第2項第3号)	静岡県社会福祉法人経営者協議会	おおたじま のぶゆき 太田嶋 信之	社会福祉法人あゆみ福祉会
		てらだ ちひろ 寺田 千尋	社会福祉法人明光会
社会福祉 関係団体 (第2項第4号)	静岡市老人クラブ連合会	とよしま しょうじ 豊島 彰司	静岡市老人クラブ連合会会長
	静岡市社会福祉協議会	こばやし やすあき 小林 靖明	清水区地区社会福祉協議会連絡会会長
教育関係者 (第2項第5号)	静岡市校長会	しまだ あきひこ 島田 明彦	静岡市立長田西小学校校長
		くぼた よしこ 久保田 良子	静岡市立清水興津小学校校長
学識経験者 (第2項第7号)	—	えばら かつゆき 江原 勝幸	静岡県立大学短期大学部社会福祉学科准教授
	静岡市自治会連合会	たみや ふみお 田宮 文雄	静岡市自治会連合会副会長
関係行政 機関職員 (第2項第6号)	—	むらまつ まさひろ 村松 正博	葵区副区長兼葵福祉事務所長
		ながさわ ひでのり 長澤 秀紀	清水区副区長兼清水福祉事務所長

幹事 近江 一禎 (福祉総務課長)
宮崎 美奈弥 (福祉総務課地域福祉係長)
書記 濱 卓也 (福祉総務課主査)
佐々木 萌香 (福祉総務課主事)

令和6年度 第2回静岡市民生委員推薦会

はじめに

このたびの推薦会は、令和7年度民生委員・児童委員一斉改選に向けた推薦基準等についてご審議いただくことを目的として、書面にて開催するものです。

つきましては、別添資料をご確認いただき、内容についてご意見くださいますようお願いいたします。

目次

1 議事

審議事項1 民生委員・児童委員推薦要領について

審議事項2 令和7年度一斉改選後の民生委員・児童委員の定数について

【審議事項 1】

民生委員・児童委員推薦要領について

1 民生委員・児童委員推薦要領に関する通知について

○民生委員・児童委員の選任について

(平成 22 年 2 月 23 日)(雇児発 0223 第 1 号／社援発 0223 第 2 号) [抜粋]

第 3 選任に関する留意事項

- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。

第 4 民生委員推薦会

2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、都道府県知事等が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないよう十分留意すること。

国通知では、都道府県知事等※は選任基準等を作成し、民生委員推薦会委員長に事前に示すこととして
います。また、民生委員推薦会は都道府県知事等※が示した選任基準等をもとに推薦基準を定めることと
されています。

※都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長

2 審議について

静岡市が静岡市民生委員・児童委員推薦要領等（選任基準）を改正したことに伴い、委嘱予定日が令和
7 年 12 月 1 日以降の候補者に適用する静岡市民生委員推薦会の推薦基準を、改正後の静岡市民生委員・
児童委員推薦要領等と同様の基準とすることについて、**別紙 1** 回答書によりご回答をお願いします。

3 資料

民生委員・児童委員推薦要領等の改正点	資料 1
新旧比較資料_民生委員・児童委員推薦要領	資料 2
新旧比較資料_民生委員・児童委員推薦書	資料 3
新旧比較資料_主任児童委員推薦要領	資料 4
新旧比較資料_主任児童委員推薦書	資料 5
アンケート調査結果概要	資料 6

【審議事項 2】

令和 7 年度一斉改選後の民生委員・児童委員の定数について

1 民生委員・児童委員の定数に関する法令上の規定について

○民生委員法(昭和二十三年七月二十九日)(法律第百九十八号) [抜粋]

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

○静岡市民生委員の定数に関する条例(平成 26 年 3 月 20 日)(条例第 9 号)

民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、民生委員の定数は、1,204 人とする。

民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して市町村の区域ごとに都道府県(指定都市の読替規定あり。)の条例で定めることとされています。静岡市では、「静岡市民生委員の定数に関する条例」により 1,204 人を民生委員・児童委員の定数としています。

2 参酌基準について

「民生委員・児童委員の定数基準について(雇児発第 0433 号/社援発第 1145 号)(資料 7)」により、静岡市における民生委員一人当たりの担当世帯数は、220~440 世帯が目安とされています。

また、主任児童委員の定数の目安については、39 人以下の法定地区民児協においては 2 人、40 人以上の法定地区民児協においては 3 人とされています。

なお、定数設定については、地域の実情を踏まえた弾力的なものとするよう留意することとされています。

2 審議について

令和 6 年 8 月に静岡市内の各法定地区民生委員児童委員協議会会長に対して実施した「地区定数の変更等に関する希望調査」の調査結果に基づき、静岡市では「令和 7 年度一斉改選後の民生委員・児童委員の定数の変更について(資料 6)」のとおり民生委員・児童委員の定数を変更する予定です。

民生委員・児童委員の定数の変更についてご意見がある場合は、**別紙 1**回答書によりご回答をお願いします。

3 資料

令和 7 年度一斉改選後の民生委員・児童委員の定数の変更について 資料 7

民生委員・児童委員の定数基準について 資料 8

民生委員・児童委員推薦要領等の改正について

1 経緯

推薦要領の改正にあたっては、候補者を推薦いただく立場の方々と、現在活動中の民生委員の皆様の双方の声を十分に反映させるため、単位自治会・町内会長の皆様及び法定地区民生委員児童委員協議会会長の皆様に対してアンケートを実施し、その結果を元に改正内容を検討しました。

2 改正の趣旨

アンケート結果では、民生委員・児童委員の年齢要件を変更すべきかどうかについて、結論付けるほどの有意な差は確認できず、双方の立場に一定の理解が必要と判断しました。

また、候補者の要件については、年齢だけでなく、活動に必要な体力や健康状態を重視すべきという意見や、現行の規定で十分に柔軟な対応ができるという意見を確認できました。

これらを総合的に考慮し、推薦要領の改正については、次のとおりとしました。

- ・ 民生委員活動に必要な体力を確認する機会等を目的として、75歳の年齢要件は維持することとする。
- ・ 年齢要件に例外規定があり、柔軟な運用ができることについて、推薦関係者に対して広く知っていただく。
- ・ 活動に必要な体力や健康状態などの観点から候補者を選定できる運用を目指す。

3 改正点

(1) 年齢要件の例外規定を要領に明記

年齢要件の例外規定は、推薦書にのみ記載され、改正前の推薦要領には記載がなかった。推薦者に対して当該規定を正しく伝えるため、推薦要領にも明記することとする。

(2) 推薦書の本人記載欄に健康状態の確認欄を追加

年齢要件を満たさない候補者について、より厳格に健康状態等の確認を行うため、候補者の健康状態について本人申告する項目を推薦書に設ける。

(3) 一斉改選年度の改正を前提とする仕様から、共通年度の仕様に変更

改正前の要領は、標題に一斉改選年度が表示され、また、内容に任期満了の年月日や就退任式の日付などが記載されており、一斉改選ごとに改正を行うことを前提とした仕様であった。改正後の要領は、年月日を特定する要素の除き、年度共通で利用できるものとする。

(4) 推薦書の様式を要領の別記様式として位置づけ

推薦書の様式の根拠規定が存在しなかったため、推薦要領の別記様式として位置づける。

3 主な改正履歴

令和4年度

年齢要件等を満たさない候補者の推薦に必要な「理由書」の廃止
自治会・町内会以外の団体の承認を任意に変更

平成31年度

主任児童委員の年齢要件を55歳未満から65歳未満に変更
推薦書の推薦団体欄の運用を押印から署名に変更

平成22年度

新任の年齢要件を65歳未満から75歳未満に変更（再任と同基準に変更）

平成19年度

年齢要件等を満たさない候補者の推薦に必要な「理由書」の運用開始

静岡市民生委員・児童委員推薦要領

- 1 候補者の資格・適格要件

① 候補予定日において満 75 歳未満である者。ただし、健康で家族の理解があり、委員活動に支障がない場合は、この限りではない。

② 委嘱予定日において静岡市議会議員の選挙権がある者

③ 地区民生委員児童委員協議会定例会等へ出席できる者

④ 次の適格要件を満たす者
 - ・社会奉仕の精神に富み、人格識見が高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
 - ・その地域に居住し、実情を知っていて、地域の方から気軽に相談に行けるような者
 - ・生活が安定しており、健康であって、活動に必要な時間を割くことができる者
 - ・個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができる者
 - ・個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
 - ・児童及び妊産婦の保護等に関心をもち、児童の心理を理解し、指導することができ、親しみをもたれる者
- 2 候補者推薦書

候補者の推薦は、候補者推薦書（別記様式）により行う。
- 3 推薦の流れ

（1）推薦の順序は原則次のとおりとする。

単位自治会町内会長

↓

法定地区民生委員児童委員協議会会長 ⇄ 学(地)区自治会連合会長
地区連合自治会長

↓

静岡市民生委員児童委員推薦会

↓

静岡市長 ⇄ 静岡市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

↓

厚生労働大臣

令和 4 年度 民生委員・児童委員推薦要領

- 1 推薦の流れ

(1)候補者推薦関係書類のお渡し

・市は法定地区民生委員児童委員協議会の会長（以下「地区民児協会長」といいます。）や地区担当民生委員・児童委員（以下、「民生委員」といいます。）を経由して単位自治会・町内会長（以下「自治会長等」といいます。）へ推薦書等一式をお渡しします。
（1 人の民生委員が複数の自治会・町内会を兼任する場合、現民生委員が居住する地域の自治会長等へお渡しします。）

(2)候補者の選出と候補者推薦書の作成

・自治会長等は、候補者を選出し、候補者本人に対して、候補者推薦書のうち候補者本人記入欄への記載を依頼します。
・候補者は、必要事項を記入した候補者推薦書と写真 2 枚（3 cm×2.4 cm）を自治会長等へ提出します。
・自治会長等は、受け取った候補者推薦書に署名をします。

(3)候補者推薦書の提出

・自治会長等は、候補者推薦書と写真 2 枚を、現民生委員等を経由するなどして地区民児協会長へ提出します。
・地区民児協会長は、学(地)区連合自治会・町内会長と協議等を行い、候補者推薦書へ連名で署名します。
・地区民児協会長は、完成した候補者推薦書を 6 月末日までに所管の区役所生活支援課へ提出します。（厳守）
- 2 候補者の資格・適格要件(民生委員法第 6 条、厚生労働省「民生委員・児童委員選任要領」)

① 市議会議員の選挙権がある者（日本国民で 18 歳以上であり、引き続き 3 か月以上静岡市に住所のある者）

② 社会奉仕の精神に富み、人格識見が高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者

③ その地域に居住し、実情を知っていて、地域の方から気軽に相談に行けるような者

④ 生活が安定しており、健康であって、活動に必要な時間を割くことができる者

⑤ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができる者

⑥ 個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者

⑦ 児童及び妊産婦の保護等に関心をもち、児童の心理を理解し、指導することができ、親しみをもたれる者

⑧ 地区民生委員児童委員協議会定例会等へ出席できる者

(新)

(2) 推薦の詳細の流れは次のとおりとする。

- ① 候補者の選出と候補者推薦書の作成
 - ・単位自治会町内会長（以下、「自治会長等」という。）は、候補者を選出し、候補者本人に対して、候補者推薦書のうち候補者本人記入欄への記載を依頼する。
 - ・候補者は、必要事項を記入した候補者推薦書と写真２枚を自治会長等へ提出する。
 - ・自治会長等は、受け取った候補者推薦書に署名をする。
- ② 候補者推薦書の提出
 - ・自治会長等は、候補者推薦書と写真２枚を、現任の民生委員・児童委員を経由するなどして法定地区民生委員児童協議会長（以下、「地区民児協会長」という。）へ提出する。
 - ・地区民児協会長は、学（地）区自治会連合会長又は地区連合自治会長と協議等を行うい、候補者推薦書へ連名で署名する。
 - ・地区民児協会長は、完成した候補者推薦書を所管の区役所生活支援課へ提出する。
 - ・区役所生活支援課は、受け取った候補者推薦書を静岡市民生委員児童委員推薦会（以下、「推薦会」という。）（事務局：保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課）へ回送する。
- ③ 推薦会による候補者の審査
 - ・推薦会は、推薦のあった候補者について審査の上、推薦候補者を決定し、静岡市長に推薦する。
- ④ 静岡市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会による候補者の審査
 - ・静岡市長は、推薦のあった候補者について、静岡市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「分科会」という。）に諮問（審査依頼）する。
 - ・分科会は、諮問のあった候補者について審査の上、推薦候補者を決定し、静岡市長に答申する。
 - ・ただし、一斉改選時以外の随時審査の場合、推薦会から全会一致で適任と認められて推薦を受けた候補者については、分科会への諮問を省略することとする。
- ⑤ 厚生労働大臣への推薦
 - ・分科会から答申を受けた静岡市長は、速やかに推薦候補者を決定し、厚生労働大臣に推薦する。

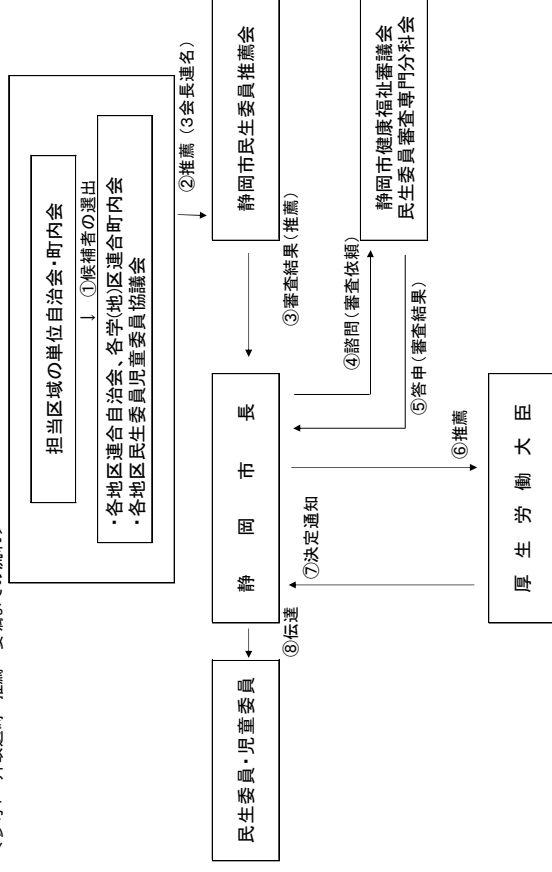
$$\left(\begin{array}{c} \text{田} \\ \text{—} \end{array} \right)$$

- ③ 原則75歳未満（基準日：令和4年12月1日現在）…昭和22年12月2日より降の生まれ
- 3 民生委員・児童委員の任期（3年間）
令和4年12月1日から令和7年11月30日まで
- 4 民生委員・児童委員に参加いただく行事や活動等
- ① 民生委員・児童委員就任式（令和4年12月21日（水））
- ② 地区民生委員・児童委員協議会定例会（毎月1回）
（定例会以外に勉強会・研修会など各地区独自に実施されています。）
- ③ 新任委員研修（2～3回）、全体研修会（年2回程度）、各区研修（年2～3回程度）
- ④ 調査、援助が必要な方の見守り等（随時）
- ⑤ 静岡市社会福祉大会・敬老会等諸行事への参加 等
- ※地域によっても活動内容は様々です。詳しくは、各地域の民生委員にもお尋ねください。

5 問合せ先

- 葵 福 社 事 務 所 生 活 支 援 課 地 域 福 祉 係 (葵 区 役 所 2 階) (TEL 221-1080)
- 駿 河 福 祉 事 務 所 生 活 支 援 課 地 域 福 祉 係 (駿 河 区 役 所 2 階) (TEL 287-8656)
- 清 水 福 祉 事 務 所 生 活 支 援 課 地 域 福 祉 係 (清 水 区 役 所 2 階) (TEL 354-2205)
- 福 祉 綜 務 課 地 域 福 祉 ・ 人 權 擁 護 係 (靜 岡 庁 倉 14 階) (TEL 221-1366)

＜参考：一斉改選時推薦と委嘱までの流れ＞



静岡市民生委員推薦会委員長あて

民生委員・児童委員候補者推薦書の提出について

民生委員・児童委員候補者として、右記の者を推薦します。

なお、候補者については、以下のとおり申し添えます。※ 該当するものがあれば□に✓点

- ☐ 満75歳未満ではないが、健康で家族の理解があり、活動に支障はない。
- ☐ 常勤会社員であるが、休日を利用する等、活動に支障はない。
- ☐ 居住区外の担当となるが、活動に支障はない。
- ☐ その他特記事項()

※以下、地区民児協会長及び関係する全ての自治会・町内会長が「署名」ください。

_____地区連合自治会、学(地)区自治会連合会
令和_____年度

会長 _____.

_____地区民生委員児童委員協議会
令和____年度

会長 _____.

_____自治会・町内会
令和_____年度

会長 _____, 会長 _____,

_____自治会・町内会
令和_____年度

会長 _____, 会長 _____.

_____自治会・町内会
令和____年度

会長 _____, 会長 _____,

団体・役職名	氏名	団体・役職名	氏名

※その他関係団体等は、民生委員・児童委員の推薦において、候補者の選出に協力を得た団体等がある場合などにご利用ください。(例:候補者が所属する地元老人会、子供会 など)

令和 年 月 日 (印)

静岡市民生委員推薦会委員長あて

民生委員・児童委員候補者推薦書の提出について

民生委員・児童委員候補者として、右記の者を推薦します。

なお、候補者については、以下のとおり申し添えます。※ 該当するものがあれば□に✓点

- ☐ 年齢要件(満75歳)を超過しているが、健康で家族の理解があり、活動に支障はない。
- ☐ 常勤会社員であるが、休日を利用する等、活動に支障はない。
- ☐ 居住区外の担当となるが、活動に支障はない。
- ☐ その他特記事項()

※以下、地区民児協会長及び関係する全ての自治会・町内会長が「署名」ください。

_____地区連合自治会、学(地)区自治会連合会
令和_____年度

会長 _____。

地区民生委員児童委員協議会
令和 年度

会長 _____.

_____自治会・町内会
令和____年度

会長 _____, 会長 _____.

_____自治会・町内会 _____自治会・町内会
令和_____年度 令和_____年度

会長 _____, 会長 _____,

_____自治会・町内会
令和____年度

会長 _____: 会長 _____.

その他関係団体等(任意)			
団体・役職名	氏名	団体・役職名	氏名

※その他関係団体等は、民生委員・児童委員の推薦において、候補者の選出に協力を得た団体等がある場合などにご利用ください。
(例：候補者が所属する地元老人会、子供会 など)

民生委員・児童委員候補者推

資料 3

民児協番号・名称	—	地区民生委員児童委員協議会	資料C
担当区域番号・名称			
担当世帯数	世帯		

フリガナ			
氏 名		※住民票上の漢字で記入してください。	
性 別	男 ・ 女	年 月 日	生 誕
生 年 月 日 ・ 年 齢	[満	歳 (令和	年 月 日現在)]
現 住 所	〒 静岡県 区		
世 帯 員 数	世帯員数()人 ※本人含む		
電 話	自宅(又は携帯) : - - FAX : -		
職 業	無職 ・ 有職	※有職の場合に記入。 ↓「勤務形態」は該当に○ ①勤務形態 : 常 勤 ・ 非常勤 ・ パート ・ 自 営 ②職 業 : ③勤 務 先 :	
主 な 公 職 歴	※年月日順に記載。なお、無の場合は空欄で可。 ※民生委員・児童委員、主任児童委員歴は記載不要。		
健 康 状 態	※満 75 歳以上(委嘱予定日時点)の方は、内容を確認し、□に✓点をしてください。 □ 健康で家族の理解があり、活動に支障はない。		

(旧)

民生委員・児童委員候補者推薦書

入力 ☐ (市記入欄)

民児協番号・名称	一	地区民生委員児童委員協議会	写真貼付 3cm×2.4cm 正面・上半身・胸肩 で3ヶ月以内に撮 影のもの(無背景)
担当区域番号・名称			
担 当 世 帯 数		世帯	

フリガナ			
氏 名		※住民票上の漢字で記入してください。	
性 別 生年月日・年齢	男 ・ 女	昭和 [満	年 月 日生まれ 歳(令和 年 月 日現在)]
現 住 所	_____ 区 _____		
電 話	自宅(又は携帯) : - - FAX : -		
職 業	無職 ・ 有職	※有職の場合に記入。 ↓「勤務形態」は該当に○ ①勤務形態 : 常 勤 ・ 非常勤 ・ パート ・ 自 営 ②職 業 : ③勤 務 先 :	
主 な 公 職 歴	※年月日順に記載。なお、無の場合は空欄で可。 ※民生委員・児童委員、主任児童委員歴は記載不要。		

静岡市主任児童委員推薦要領

- 1 候補者の資格・適格要件
- ① 静岡市民生委員・児童委員推薦要領のうち、「1 候補者の資格・適格要件」に該当する者

② 委嘱予定日において満65歳未満である者。ただし、健康で家族の理解があり、委員活動に支障がない場合は、この限りではない。

③ 下記のいずれかに該当するような知識・経験等があり、地域における児童健全育成の中心となる者
 - ・児童福祉施設の施設長、児童指導員、保育士として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - ・学校等の教員の経験を有する者
 - ・保健師、助産師、看護師、保育士、教員の資格を有する者
 - ・子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

- 2 候補者推薦書
- 候補者の推薦は、候補者推薦書（別記様式）により行う。

- 3 推薦の流れ
- (1) 推薦の順序は原則次のとおりとする。

法定地区民生委員児童委員協議会長 ⇄ 学(地)区自治会連合会長
↓ 地区連合自治会長
↓ 単位自治会・町内会長
静岡市民生委員児童委員推薦会
↓
静岡市長 ⇄ 静岡市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会
↓
厚生労働大臣

(2) 推薦の詳細の流れは次のとおりとする。

① 候補者の選出と候補者推薦書の作成
 - ・法定地区民生委員児童委員協議会長（以下、「地区民児協会長」という。）は、候

令和4年度 主任児童委員推薦要領

1 主任児童委員の主な活動内容

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から、指名されます。その活動内容は、多様化する子どもの福祉問題に対応するため、学校や児童相談所などと連携して、いじめや児童虐待、育児など児童福祉に関する事項を専門的に担当します。地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」といいます。）の一員として、区域を担当する民生委員・児童委員と協力して活動します。

2 主任児童委員候補者の要件等

- (1) 静岡市議会議員の選挙権がある者（民生委員法第6条）
- (2) 主任児童委員の選任基準（厚生労働省「主任児童委員選任要領」）
 - ① 民生委員・児童委員推薦要領のうち、「2 候補者の資格・適格要件」に該当する者
 - ② 下記のいずれかに該当するような知識・経験等があり、地域における児童健全育成の中心となる者
 - ア．児童福祉施設の施設長、児童指導員、保育士として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
 - イ．学校等の教員の経験を有する者
 - ウ．保健師、助産師、看護師、保育士、教員の資格を有する者
 - エ．子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者
 - ③ 地区民児協の定例会等へ出席できる者
 - ④ 原則65歳未満（基準日：令和4年12月1日現在）…昭和32年12月2日以降生まれ
- ※各地区民児協において、少なくとも1名は、女性となるよう努めてください。

3 主任児童委員の任期（3年間）

令和4年12月1日から令和7年11月30日まで

候補者を選出し、候補者本人に対して、候補者推薦書のうち候補者本人記入欄への記載を依頼する。

- ・候補者は、必要事項を記入した候補者推薦書と写真2枚を地区民児協会長へ提出する。

※各地区民児協において、少なくとも1名は女性となるよう努めることとする。

② 候補者推薦書の提出

- ・地区民児協会長は、学(地)区自治会連合会長又は地区連合自治会長及び候補者の居住地の単位自治会・町内会長と協議等を行い、候補者推薦書へ連名で署名する。
- ・地区民児協会長は、完成した候補者推薦書を所管の区役所生活支援課へ提出する。
- ・区役所生活支援課は、受け取った候補者推薦書を静岡市民生委員児童委員推薦会(以下、「推薦会」という。)(事務局：保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課)へ回送する。

③ 推薦会による候補者の審査

- ・推薦会は、推薦のあった候補者について審査の上、推薦候補者を決定し、静岡市長に推薦する。

④ 静岡市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会による候補者の審査

- ・静岡市長は、推薦のあった候補者について、静岡市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会(以下「分科会」という。)に諮問(審査依頼)する。
- ・分科会は、諮問のあった候補者について審査の上、推薦候補者を決定し、静岡市長に答申する。

- ・ただし、一斉改選時以外の随時審査の場合、推薦会から全会一致で適任と認められて推薦を受けた候補者については、分科会への諮問を省略することとする。

⑤ 厚生労働大臣への推薦

- ・分科会から答申を受けた静岡市長は、速やかに推薦候補者を決定し、厚生労働大臣に推薦する。

4 推薦の流れ

(1)候補者推薦関係書類のお渡し

- ・市は地区民児協の会長へ推薦書等一式をお渡しします。

(2)候補者の選出と候補者推薦書の作成

- ・地区民児協の会長は、関係機関等の協力を得るなどして候補者を選出し、候補者本人に対して、候補者推薦書のうち候補者本人記入欄への記載を依頼します。
- ・候補者は、必要事項を記入した候補者推薦書と写真2枚(3 cm×2.4 cm)を地区民児協の会長等へ提出します。

(3)候補者推薦書の提出

- ・地区民児協の会長は、学(地)区連合自治会・町内会長と候補者の居住地の単位自治会・町内会長の署名を得て、候補者推薦書と写真2枚を6月末日までに所管の区の福祉事務所生活支援課へ提出します。(厳守)

5 主任児童委員に参加いただく行事等

- ① 民生委員・児童委員就任式(令和4年12月21日(水))
- ② 地区民児協定例会(毎月1回)
(定例会以外に勉強会・研修視察など各地区独自に実施されています。)
- ③ 新任委員研修(2～3回)、全体研修会(年2回程度)、各区研修(年2～3回程度)
- ④ 調査、援助が必要な方の見守り等(随時)
- ⑤ 静岡市社会福祉大会・敬老会等諸行事への参加等

※詳しくは、各地域の主任児童委員にお尋ねください。

6 問い合わせ先

- 葵福祉事務所 生活支援課 地域福祉係(葵区役所2階) (Tel 2 2 1 - 1 0 8 0)
- 駿河福祉事務所 生活支援課 地域福祉係(駿河区役所2階) (Tel 2 8 7 - 8 6 5 6)
- 清水福祉事務所 生活支援課 地域福祉係(清水区役所2階) (Tel 3 5 4 - 2 2 0 5)
- 福祉総務課 地域福祉・人権擁護係(静岡庁舎14階) (Tel 2 2 1 - 1 3 6 6)

令和 年 月 日

(新)

主任児童委員候補者推

資料 5

静岡市民生委員推薦会委員長あて

主任児童委員候補者推薦書の提出について

主任児童委員候補者として、右記の者を推薦します。

なお、候補者については、以下のとおり申し添えます。※ 該当するものがあれば□に✓点

- ☐ 満65歳未満ではないが、健康で家族の理解があり、活動に支障はない。
- ☐ 常勤会社員であるが、休日を利用する等、活動に支障はない。
- ☐ 居住区外を担当となるが、活動に支障はない。
- ☐ その他特記事項（

※以下、地区民児協会長及び関係する全ての自治会・町内会長が「署名」ください。

地区連合自治会、学(地)区自治会連合会

令和 年度

会長

地区民生委員児童委員協議会

令和 年度

会長

自治会・町内会

令和 年度

会長

民児協番号・名称		—		地区民生委員児童		資料5	
30cm×21.4cm 正面・上半身・ 脱帽で3ヶ月以 内に撮影のもの (無背景)							
フリガナ							
氏名		※住民票上の漢字で記入してください。					
性別		男・女		年 月 日		生まれ	
生年月日・年齢		[満 歳(令和 年 月 日現在)]					
現住所		〒					
世帯員数		静岡県 区					
		世帯員数()人 ※本人含む					
電話番号		自宅(又は携帯) : - -					
		FAX : - -					
職業		無職・有職 ※有職の場合に記入。 ↓「勤務形態」は該当に○ ① 勤務形態：常勤・非常勤・パート・自営 ② 職業： ③ 勤務先：					
主な公職歴		※年月日順に記載。なお、無の場合は空欄で可。※委員歴は記載不要。					
児童福祉の知識・経験	①	児童福祉施設の施設長、児童指導員、保育士等の勤務経験、里親としての養育経験					
	②	学校等の教員の経験					
	③	保健師、助産師、看護師、保育士等の資格					
	④	子ども会、少年スポーツ活動、PTA活動、少年補導活動等の児童健全育成活動の経験					
		年 月～	年 月				
		年 月～	年 月				
	年 月～	年 月					
	年 月～	年 月					
	年 月～	年 月					
	年 月～	年 月					
健康状態		※満65歳以上(委嘱予定日時点)の方は、内容を確認し、□に✓点をしてください。 ☐ 健康で家族の理解があり、活動に支障はない。					

記入欄)

令和 年 月 日

(旧)

主任兒童委員候補者推薦書

写真貼付

写真貼付
3cm×2.4cm
正面・上半身・脱帽
で3ヶ月以内に撮影のもの(無背景)

静岡市民生委員推薦会委員長あて

主任児童委員候補者推薦書の提出について

主任児童委員候補者として、右記の者を推薦します。

なお、候補者については、以下のとおり申し添えます。※ 該当するものがあれば□に✓点

- ☐ 年齢要件（満65歳）を超過しているが、健康で家族の理解があり、活動に支障はない。
- ☐ 常勤会社員であるが、休日を利用する等、活動に支障はない。
- ☐ 居住区外の担当となるが、活動に支障はない。
- ☐ その他特記事項（

※以下、地区民児協会長及び関係する全ての自治会・町内会長が「署名」ください。

地区連合自治会、学(地)区自治会連合会

令和 年度

会長

地区民生委員児童委員協議会

令和 年度

会長

自治会・町内会

令和 年度

会長

フリガナ			
氏 名		※住民票上の漢字で記入してください。	
性別	男・女	昭和 年 月 日生まれ	
生年月日・年齢		[満 歳(令和 年 月 日現在)]	
現 住 所		_____ 区 _____	
電 話		自宅(又は携帯) : _____ - _____	
		FAX : _____ - _____	
職 業		※有職の場合に記入。 ↓「勤務形態」は該当に○ 無職・有職 ① 勤務形態 : 常 勤 ・ 非常勤 ・ パート ・ 自 営 ② 職 業 : _____ ③ 勤 務 先 : _____	
主 な 公 職 歴		※年月日順に記載。なお、無の場合は空欄で可。 ※民生委員・児童委員、主任児童委員歴は記載不要。	
児 童 福 祉 の 知	① 児童福祉施設の施設長、児童指導員、保育士等の勤務経歴、里親としての養育経歴	年 月 ～ 年 月 .	
		年 月 ～ 年 月 .	
		年 月 ～ 年 月 .	
	② 学校等の教員の経歴	年 月 ～ 年 月 .	
		年 月 ～ 年 月 .	
		年 月 ～ 年 月 .	
	③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格	年 月 ～ 年 月 .	
		年 月 ～ 年 月 .	
		年 月 ～ 年 月 .	
	④ 子ども会、少年スポーツ活動、PTA活動、少年補導活動等の児童健全育成会活動の経歴	年 月 ～ 年 月 .	
		年 月 ～ 年 月 .	
		年 月 ～ 年 月 .	

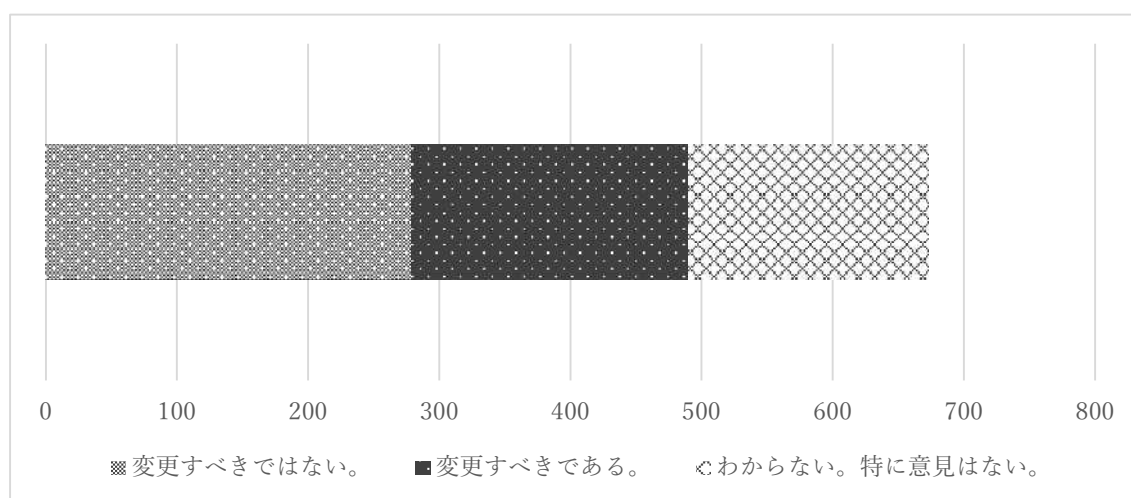
アンケート調査の集計結果（年齢要件について）

対象：静岡市単位自治会・町内会長
 対象数：953
 調査期間：令和6年10月3日～11月29日（令和6年12月5日受付分まで反映）
 回収状況：有効回収数 710 有効回収率 74.5%

問1 年齢要件について

令和4年度民生委員・児童委員推薦要領では、候補者の適格要件を「原則 75 歳未満」としています。候補者の年齢要件について、お考えをお聞かせください。

- ☐ 変更すべきではない。 回答数：279
☐ 変更すべきである。 回答数：211
☐ わからない。特に意見はない。 回答数：183



自由記載欄要約

- ☐ 変更すべきではない。

1. 健康・体力的問題（意見数 18 件）

- 75 歳を超えると健康や体力に問題が出やすく、活動に支障をきたす可能性が高い。
- 他人から見ると健康でないように見える場合があり、周囲の信頼や安全性に影響する。
- 活動内容が体力を要するため、負担が大きい。

2. 年齢制限の必要性（意見数 25 件）

- 年齢制限があることで活動の質を維持し、組織の硬直化を防げる。
- 年齢が上がると活動中の事故や問題が発生するリスクが増える。
- 一定の区切りが必要であり、75 歳が適切な目安。

3. 個人差の考慮（意見数 12 件）

- 高齢であっても健康で意欲的な人は活動可能であり、個別に判断すべき。
- 「原則 75 歳未満」というルールがあるなら、例外規定で柔軟に対応可能。

4. 候補者不足の問題（意見数 10 件）

- 高齢者の割合が多い地域では、75 歳以上でも候補者が必要になる。

5. 民生委員の役割・業務内容（意見数 8 件）

- 民生委員の業務は体力と気力を要するため、高齢になると負担が増える。
- 同年代の高齢者が委員を務めることで相談者が親しみを感ずる場合もあるが、業務遂行能力を重視すべき。

6. 社会情勢と民生委員の将来像（意見数 15 件）

- 社会全体の高齢化が進む中、75 歳以上でも活動可能な場合が増えている。
- 年齢制限を引き上げるべきとの声もあるが、現状の柔軟性が適している。

□ 変更すべきである。

1. 年齢制限の撤廃（年齢不問）（意見数 25 件）

- 健康で意欲があれば年齢に制限を設ける必要はない。
- 高齢化社会において貴重な人材を年齢制限で排除するべきではない。
- 他の基準（健康状態や活動意欲など）を重視すべき。

2. 年齢上限の引き上げ（75 歳→80 歳未満）（意見数 37 件）

- 現代の高齢者は健康で活動的であり、75 歳は不適切。
- 高齢者の活躍の場を広げるべき。
- 候補者不足解消のために引き上げる必要がある。

3. 条件付き引き上げ（健康状態や支障の有無による判断）（意見数 24 件）

- 健康で活動に支障がない場合に限り、80 歳程度まで可能とすべき。
- 家族の理解を条件とすることが適切。
- 一律の基準ではなく柔軟な対応が必要。

4. 75 歳以上でも例外的に許容（意見数 16 件）

- 現行の基準を基本としつつも、適切な場合は 75 歳以上を許容すべき。
- 推薦者が民生委員としての適性を見極めた上で例外措置を設ける。

5. 具体的な代替案・その他（意見数 8 件）

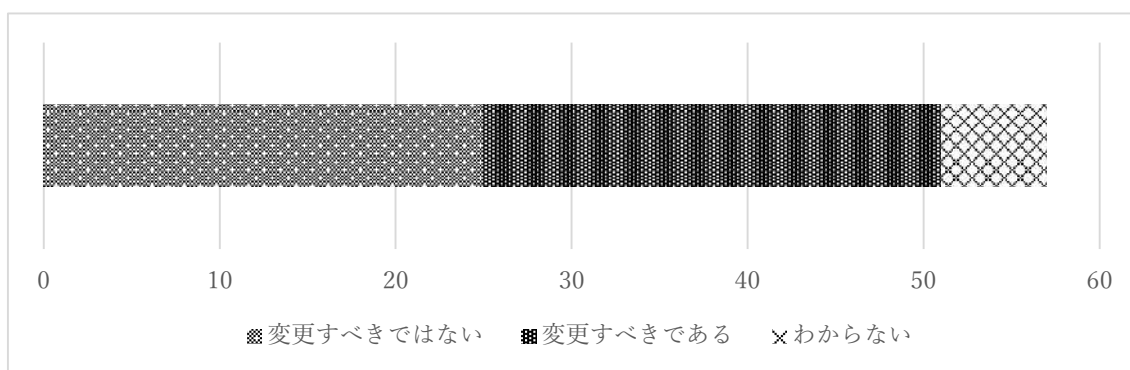
- セカンドオピニオン制度を導入し、推薦の公平性を担保する。
- 活動可能年齢を段階的に引き上げる（例：77 歳、78 歳など）。

対象 : 法定地区民生委員児童委員協議会会長
対象者数 : 61
調査期間 : 令和6年8月14日～10月25日（令和6年11月25日受付分まで反映）
回収状況 : 有効回収数 58 有効回収率 95.08%

問1 年齢要件について

令和4年度民生委員・児童委員推薦要領では、候補者の適格要件を「原則75歳未満」としています。候補者の年齢要件について、お考えをお聞かせください。

- ☐ 変更すべきではない。 回答数 25
☐ 変更すべきである。 回答数 26
☐ わからない。 回答数 6



自由記載欄要約

1. 現行（75歳）維持

- ・75歳は活動限界と感じる意見がある（体力・気力の衰えを実感）。
- ・75歳で区切ることで、後任探しや交代のタイミングが明確になる。
- ・高齢化による健康トラブルや活動困難な状況が生じるため、現行基準が適切。
- ・地域の多くの人に関わる新陳代謝を重視すべき。
- ・現状の「原則75歳」の柔軟性を評価し、変更の必要性を感じない。

2. 年齢制限撤廃

- ・健康や意欲を基準にすべきであり、年齢だけで区切るべきではない。
- ・75歳を超えても元気で活躍できる人がいるため、年齢制限は不必要。
- ・地域の状況や人手不足の実態に対応するため、柔軟性を持たせるべき。

3. 年齢上限引き上げ

- ・ 78～85 歳を上限とする意見が多数（78 歳、80 歳が特に多い）。
- ・ 高齢化社会に合わせて健康寿命が延びている現状を考慮すべき。
- ・ 経験豊富な委員を活用するため、続任可能な柔軟な基準が必要。
- ・ 候補者不足や活動の担い手不足を補うために基準拡大を望む声。

4. 個人差・健康重視

- ・ 年齢ではなく、体力・健康状態、意欲、適性を基準とすべき。
- ・ 健康で活動可能な限り続けられる柔軟な基準を求める声。
- ・ 現場の負担軽減や健康状態を確認する仕組みの導入を提案。

5. 年齢上限維持＋特例許可

- ・ 原則 75 歳を維持しつつ、特例として健康や意欲に応じて延長を認める案。
- ・ 地域の状況に応じた柔軟な対応が必要との意見。
- ・ 75 歳の「潮時」という区切りは重要だが、必要に応じて例外を設けるべき。

令和 7 年度一斉改選後の民生委員・児童委員の定数の変更について

1 変更希望地区

伝馬町地区	マンション建設による地区担当委員の 1 増
城北地区	担当世帯数及び高齢者数増による地区担当委員の 1 増
藁科地区	区域名の変更、小学校区変更に伴う主任児童委員の 1 増
大谷・久能地区	高齢者世帯増による地区担当委員の 1 増
川原地区	高齢者世帯増による地区担当委員の 1 増
清水地区	高齢者世帯増による地区担当委員の 1 増
飯田地区	担当区域再編による地区担当委員の 2 増

2 全体概要

地区名	R7 定数	R7.1.1 実数
計	470	443
中部	24	21
伝馬町(+1)	17	15
安東	30	30
城北(+1)	18	17
麻機	16	15
安西	16	16
番町	21	21
横内	21	17
竜南	19	17
千代田	21	17
千代田東	17	17
西奈	19	19
西奈南	19	17
西部	27	27
田町	17	16
北部	26	24
美和	24	22
賤機	24	23
服織	24	24
藁科(+1)	20	19
安倍	22	22
藁科北	17	17
井川	11	10

地区名	R7 定数	R7.1.1 実数
計	320	307
大里西	23	22
中島	20	20
中田	27	27
南部	16	16
森下	22	20
西豊田	30	29
東豊田	20	20
東源台	14	13
富士見	18	16
大里東・宮 竹	17	15
大谷・久能 (+1)	15	14
長田北	15	15
長田西	24	24
長田東	23	23
川原(+1)	17	15
長田南	19	18

地区名	R7 定数	R7.1.1 実数
計	422	406
辻	12	10
江尻	17	17
入江	22	21
浜田	16	14
岡	22	22
船越	17	16
清水(+1)	22	21
不二見	20	20
駒越	15	13
折戸	11	8
三保	17	17
飯田(+2)	30	27
高部	24	23
有度東	21	21
有度西	22	22
袖師	18	18
庵原	17	17
興津	23	23
小島	16	16
両河内	17	17
蒲原	23	23
由比	20	20

（改正後全文）

雇児発第433号
社援発第1145号
平成13年6月29日

雇児発第0810009号
社援発第0810006号
第1次改正 平成19年8月10日
雇児発0223第2号
社援発0223第4号
第2次改正 平成22年2月23日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

民生委員・児童委員の定数基準について

今般、民生委員法第4条に基づく基準が下記のとおり定められ、平成13年12月1日から適用することとされたので通知する。

なお、今般の基準制定は、民生委員・児童委員の定数決定が、都道府県知事の事務とされたことに伴うものである。

おって、「民生委員の定数及び配置基準について」（昭和47年5月22日社庶第87号本職通知）は平成13年11月30日をもって廃止する。

記

民生委員法第4条の規定に基づく民生委員・児童委員（主任児童委員は除く。）の定数は、市区町村ごとに次の基準1により、各市区町村長の意見をきいて定めること。主任児童委員の定数については、基準2により算出するものとする。

定数設定にあたっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定について留意すること。

（ 基 準 ）

1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区 分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
2 中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
3 人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
4 町 村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人

（注）1 本表による市区町村の人口は、地方自治法第254条に規定する人口とする。

2 市区町村の廃置分合又は境界変更、若しくは所属未定地等の編入があった場合の本表による市区町村の人口は、地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口とする。

2 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

回答書

審議事項 1 民生委員・児童委員推薦要領について

静岡市民生委員推薦会の推薦基準を、改正後の静岡市民生委員・児童委員推薦要領等と同様の基準とすることについて

いずれかに☒をご記入願います。

☐ 承認

☐ 否認

審議事項 2 令和 7 年度一斉改選後の民生委員・児童委員の定数について

民生委員・児童委員の定数の変更についてご意見がある場合は、ご記入をお願いします。

氏名	
----	--

令和 7 年 1 月 24 日（金）までに F A X、返信用封筒又は E-mail でお送りください。

【回答先】 FAX : 054-221-1091

E-mail : fukushisoumu@city.shizuoka.lg.jp

静岡市 福祉総務課 地域福祉係 濱宛て